

考えよう 平和の大切さ

市では、平成2年度の「幸手市平和都市宣言」以来、世界の恒久平和を願い、さまざまな活動を行っています。

毎年、広島市で行われる平和記念式典に、「平和の作文」入賞者の代表のみなさんを派遣しています。また、市役所ロビーで、終戦記念日に合わせて「平和のための写真展」も開催しています。

この機会に、平和の大切さを改めて考えてみませんか？

平和の作文

次世代を担う青少年に、平和の大切さを再認識してもらうため、中学校3年生を対象に「平和の作文」を募集しました。その中から最優秀1人・特選3人・入選9人の計13人のみなさんを選出し、7月9日(火)に市役所で表彰式を行いました。



▲最優秀を受賞した鈴木さんによる朗読

入賞者のみなさん

▼最優秀(敬称略)

鈴木 美里 (東中)

▼特選(敬称略)

河野 茉柚子 (幸手中)

尾方 綾花 (西中)

浜田 怜威 (東中)

▼入選(敬称略)

倉林 優実 (幸手中)

大畑 琴海 (幸手中)



▲入賞者のみなさん

広瀬 恭子 (幸手中)
目黒 双葉 (幸手中)
大塚 裕香理 (西中)
新島 颯太 (西中)
桑原 萌香 (西中)
上田 大俊 (西中)
杉山 遥香 (東中)

作品をご覧になりたい人は、「平和の作文」文集を人権推進課窓口で配布していますので、人権推進課にお越しください。
※数に限りがありますので、お早めどうぞ。

平和のための 写真展

みなさんの家庭に保存されていた戦時中などの貴重な写真を展示します。

とき 8月1日(木)～16日(金)午前8時30分～午後5時15分

※土曜、日曜日は除く

※8月16日(金)は午後3時まで
ところ 市役所玄関ロビー

平和祈念の黙とうに ご協力ください

原爆死没者や戦没者のご冥福と世界の恒久平和を祈念して、広島原爆の日(8月6日午前8時15分)、長崎原爆の日(8月9日午前11時2分)、終戦記念日(8月15日正午)に、家庭や職場で1分間の黙とうを捧げましょう。

問合せ 人権推進課 ☎(43)

1111 内線162・FAX
(44)0257

子どもを養育するひとり親家庭などへの 給付制度のお知らせ

● 児童扶養手当制度 ●

対象 つぎのいずれかに該当する子どもを養育している父、母、または養育者

- ① 父母が婚姻を解消した子ども
- ② 父または母が死亡した子ども
- ③ 父または母に一定の障がいがある子ども
- ④ 父または母の生死が明らかでない子ども
- ⑤ 父または母に1年以上遺棄されている子ども
- ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
- ⑦ 父または母が1年以上拘禁されている子ども
- ⑧ 婚姻によらないで生まれた子ども

▼ 手当の額(月額)

子どもの人数	全部支給	一部支給
1人の場合	41,430円	41,420円～9,780円
2人の場合	46,430円	(41,420円～9,780円)+5,000円
3人以上の場合	2人の場合の月額に、1人につき3,000円を加算	

※ 手当の支給は申請月の翌月から開始

※ 月額は、受給資格者・扶養義務者などの所得や扶養親族数によって決定

● 特別児童扶養手当制度 ●

対象 身体などに一定の障がいがある20歳未満の子どもを養育している人

▼ 手当の額(月額)

- 1級 50,400円
- 2級 33,570円

※ 施設に入所している場合や障害年金を受給している場合を除く

● ひとり親家庭等医療費支給制度 ●

医療機関などで支払った医療費(保険診療分)相当額が支給されます。

対象 つぎのいずれかに該当する人

- ① 父子家庭の父とその子ども
- ② 母子家庭の母とその子ども
- ③ 父母のいない子どもとその養育者
- ④ 父または母に一定の障がいがある子どもとそれを監護する父または母

現況届の提出をお忘れなく

児童扶養手当または特別児童扶養手当を受給している人は、毎年度、現況届の提出が必要です。右記の期間内に提出してください。

※ 現況届を提出しないと、8月分以降の手当が支給できなくなりますのでご注意ください。

とき ① 8月14日(水)～16日(金)午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く)

② 8月17日(土)午前9時～正午

ところ ① ウェルス幸手2階第1会議室

② 子育て支援課窓口

問合せ 子育て支援課 ☎ (42)8454 ・ FAX (42)2130

人権それは愛々

子どもからのSOS

子どもの「いじめ」の実態はさまざまです。最近では、心理的、物理的ないじめに加え、インターネットを悪用するなど、次第にエスカレートしていく傾向にあります。

いじめは、それが原因で不登校や傷害事件、さらには自殺にまで至る場合があり、重大な人権侵害であるという認識が必要です。

いじめられた側の子どもは、自分に非があると思うようになり、その後の成長に悪影響を及ぼす可能性もあります。さらには、いじめた側の子どもたちや、いじめを見て見ぬふりをした子どもたちも、その後の成長過程の中で自らが行ったことを振り返り、苦しむこととなります。いじめは、被害者はもちろん加害者も傍観者をも不幸にします。

また、いじめは、大人同士での解決が困難であるにもかかわらず、子どもは周囲の大人に対して、なかなか声を出して相談できません。

大人は、子どもからのSOSを見逃さないよう、子どもたちの日常生活に気を配ることが重要ではないでしょうか。

